パブリック・コメントの実施結果

- 1 実施期間 令和3年2月22日(月)~令和3年3月22日(火)
- 2 意見の提出状況 1団体(1件)
- 3 提出された意見の概要、それに対する県の考え方

番号	意見の概要	県の考え方(計画への反映状況)	計 画 案 の ページ
1	歩行者及び自転車の安全確保	かごしま自転車条例については全ての自	16
	自転車損害賠償保険等の加入義務	転車利用者に周知する必要があることか	
	化にかかる広報など, 損害保険業界	ら,「重点(1)歩行者及び自転車の安全確	
	および損害保険協会として協力した	保」において広報啓発に取り組むこととし	
	いと考えております。	ています。	
	また、自転車にかかる交通安全教	中高生に対する教育につきましては,	
	育については加害者になってしまっ	「2交通安全思想の普及徹底」において,	39
	た場合の責任や対処法等についても	「自転車を使用することが多い小学生,中	
	教育することが、歩行者及び自転車		
	の安全確保のためにも、「かごしま	礎知識, 交通安全意識及び交通マナーに関	
	自転車条例」の広報活動の一環,ま	する教育を充実させます。」旨記載してお	
	たP72の被害者支援の充実の推進と	ります。	
	しても必要と考えます。	具体的には「(1)段階的かつ体系的な交通	41
	V/s/PRIMINES TO THE TOTAL A MI	安全教育の推進」において、中学生には自	
2	【(1)段階的かつ体系的な交通安全教		
	育の推進】	者の責任等に関する教育、高校生には、自	
	本中間案P62やP73にも記載があ	転車の安全利用、運転者の責任に関する教	
	るように「近年、自転車が加害者に	育等において、かごしま自転車条例を含む タ紙は合に関する数字に取り組むことは	
	なる事故に関し、高額な賠償額となる。これに関係表に	各種法令に関する教育に取り組むこととし	
	るケースもあり,こうした賠償責任 を負った際の支払い原資を担保し,	Cv'まり。 なお,本計画に基づく,各季の交通安全	
	被害者の救済の十全を図る」必要が	なわ, 本計画に基づく, 谷学の交通女主 運動等においても自転車条例に関する広報	
	板音 の	啓発に努め、ヘルメットの着用及び保険の	
	おいて「かごしま自転車条例」によ	全員加入に取り組んでまいります。	
	り、自転車利用者等に各種義務を課	主真加入に取り組んとよいりより。	
	していることから、児童の保護者お		
	よび中学生に対して少なくとも「か		
	ごしま自転車条例」で求める乗車用		
	ヘルメットの着用義務や自転車賠償		
	責任保険等の加入義務に関する説明		
	や教育、高校生に対しては少なくて		
	も自賠責保険や自転車賠償責任保険		
	の加入義務に関する教育も行うこと		
	が適当と考えます。		
1		ı	l

3 当協会では、毎年秋に、県別の事故 多発交差点マップ(人身事故の多い|参考とさせて頂きます。 交差点のマップ)を公表しており、 事故危険箇所の指定において参考に していただければ幸いです。

お寄せいただいた情報につきましては,

【(4)自転車の安全性の確保】

が、かごしま自転車条例により自転 けられており、当該記載では県民に 取り組みます。」と修正します。 誤解を生む可能性があることから 「全県民の自転車損害賠償責任保険 等への加入を実現する。」,「無保険 自転車利用者への自転車賠償責任保 険等への加入を徹底させる。」等の 記載としたほうが適当と考えます。

県としましては関係機関・団体と連携の 「損害賠償責任保険等への加入を促上、損害賠償責任保険等の全員加入に向け 進します。」との記載があります て広報啓発に取り組んでいるところです。

ご意見の記載箇所については「損害賠償 車損害賠償保険等への加入は義務付し責任保険等の全員加入に向けて広報啓発に

【(1)自動車損害賠償保証制度の充実等】

すが、記載されている内容は同制度 われる記載になっているので、タイ トルを変更してはいかがでしょう か。

自動車損害賠償保障制度の重要性につい 「自動車損害賠償保証制度」は国土|て周知・啓発にて加入促進を行い、被害者 交通省が運用する制度としてありま 救済の充実を図ることを目的としているこ とから、タイトルは現行のままとし、内容 に直接関係することなく「自動車事」を自動車損害賠償保証制度の改善に関する 故被害者の救済資力の充実等」と思しのから、制度の広報啓発に関するものへ と修正します。

- 2 -